

ち密な捜査の推進強化について（例規）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

近年、国際化等が進み社会経済情勢が激しく動く中で、犯罪の態様にも質的变化がみられ、新しい視点での捜査の徹底が必要になるなど、捜査活動を取巻く情勢は極めて厳しい状況にある。加えて、裁判実務の動向は、再審無罪判決その他の無罪判決にみられるとおり、自白の信用性・任意性が争点となることが多く、また、事案認定もち密化傾向にある。

このような情勢に的確に対処するため、この度、ち密な捜査の推進強化について（平成2.5.17：警察庁丙刑企発第13号、警察庁丙防企発第15号、警察庁丙交指発第16号、警察庁丙公一発第16号）の警察庁通達による示達があったことなどを踏まえ、当府警察においても、ち密な捜査の推進強化について下記のように定め、平成2年9月1日から実施することとしたから、実効の挙がるよう適切な運用に努められたい。

記

第1 警察本部による警察署取扱事件に対する指導

1 本部要指導事件

本部要指導事件とは、捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）第6条に規定する警察署長指揮事件のうち、別表に掲げる事件で、特に公判（少年事件における審判を含む。以下同じ。）において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。

2 本部要指導事件の通報、指定等

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、捜査する事件（起訴後も含む。）が本部要指導事件に該当すると判断したときは、本部要指導事件通報書（様式第1。以下「通報書」という。）により、当該事件の捜査を行う部門に対応する警察本部の課長（以下「事件主管課長」という。）に通報するものとする。

(2) 事件主管課長は、前記(1)により通報を受けた事件について、それまでの捜査状況や収集された証拠の内容その他必要な事項について確認の上、総合的に判断して本部要指導事件として指定すべきものと認めたときは、事件主管課長の属する部の長に報告し、その指定を行うものとする。

なお、指定を行うに当たっては、事件主管課長の属する部の庶務担当課長と密接な連携を図るものとする。

(3) 事件主管課長は、前記(2)により本部要指導事件として指定したときは、通報した署長に対し、指定番号及び指定年月日を通知するものとする。

3 事件主管課長の指導等

(1) 事件主管課長は、本部要指導事件について、ち密かつ適正な捜査を推進するため、指定事件ごとに実態に即した具体的な助言・指導等を行うものとする。

なお、この助言・指導等を行うに当たっては、事件主管課長が属する部の当該事件への指導機能を所掌する課の長と十分な連携を図るものとする。

(2) 事件主管課長の行う本部要指導事件の指導状況及び指導に基づく捜査結果等を明らかに

するため、事件捜査を所掌する所属に事件指導・捜査結果記録簿（様式第2）を備付けるものとする。

- (3) 前記2の(1)に定める通報書及び前記3の(2)に定める事件指導・捜査結果記録簿は、訓令第4条第1項に規定する事件指揮簿と一体として編てつするものとする。
- (4) 本部要指導事件の捜査資料等については、事件送致記録とともに適正な保管、管理に努め、常に公判に対処できるように整備しておくものとする。

4 本部要指導事件に対する公判対応

- (1) 署長は、本部要指導事件が起訴された場合、事件主管課長を通じて刑事企画課長に対してその旨を連絡するものとする。
- (2) 刑事企画課長は、前記4の(1)により連絡を受けた本部要指導事件について、それまでの指導状況、捜査結果、問題点等を確実に把握し、早急に公判対応を講じる必要があると認めるときは、事件主管課長と緊密な連携を図りつつ、捜査幹部等を交えた検討会の開催、公判経過の把握、公判担当検察官との緊密な連絡及び証人出廷する警察職員への具体的指導教養を行うなど、的確な公判対応を図るものとする。

なお、警察職員の証人出廷に関する事務については、警察職員の証人出廷に関する事務要領について（昭和48. 6. 1：8京刑企第320号他）の例規通達によるものとする。

第2 本部長指揮事件についての配意

- 1 事件主管課長は、本部長指揮事件の捜査に当たっても、本部要指導事件の制度が設けられた趣旨を踏まえ、捜査幹部等を交え、当該事件のち密な捜査が徹底されるよう必要な検討を行うとともに、捜査過程の記録化及び捜査資料の保管について一層配意するものとする。
- 2 事件主管課長は、本部長指揮事件が起訴された場合で、特に公判において立証上の問題が生じるおそれがある事件については、刑事企画課長と緊密な連携を図るとともに、前記第1の4の(2)に準じた公判対応に配意するものとする。

第3 無罪事件等の報告、検討及び活用

1 無罪事件・不起訴処分とされた事件の報告

署長は、送致（付）したすべての事件について、次のいずれかに該当する事件があったときは、直ちに無罪事件・不起訴処分とされた事件報告書（様式第3）により事件主管課長を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

- (1) 無罪事件（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定及び審判不開始事件を含む。）
- (2) 不起訴処分（罪とならず、嫌疑なし、嫌疑不十分）とされた事件のうち次に掲げる事件
 - ア 被疑者を逮捕した事件
 - イ 起訴相当と認めて送致した身柄不拘束事件

2 立証困難な捜査に成功した事件の報告

署長は、送致（付）したすべての事件のうちで、必ずしも十分な直接証拠がないにもかかわらず有罪判決があった場合は、直ちに立証困難な捜査に成功した事件報告書（様式第4）により事件主管課長を経由して、本部長に報告するものとする。

3 事件検討会の開催等

- (1) 事件主管課長及び刑事企画課長は、前記第3の1に掲げる無罪事件及び不起訴処分とされた事件について必要と認めるときは、事件捜査幹部等を交えた検討会を開催し、無罪判

決や不起訴処分がなされた原因、教訓事項等を多角的に分析・検討するとともに、その検討結果を捜査幹部及び捜査員に対する指導教養に活用するなどして、それを事後の捜査に生かすよう配慮するものとする。

(2) 事件主管課長及び刑事企画課長は、前記第3の2に掲げる立証困難な捜査に成功した事件についても、前記第3の3の(1)に準じて検討会を開催し、成功した要因、教訓事項等を多角的に分析・検討するとともに、その検討結果が、更に事後の捜査に生かされるよう配慮するものとする。

(3) 事件主管課長及び刑事企画課長は、本部長指揮事件について、前記第3の1に掲げる無罪事件及び不起訴処分とされた事件並びに前記第3の2に掲げる立証困難な捜査に成功した事件に該当するときは、前記第3の3の(1)及び(2)に準じて検討会を開催するものとする。

第4 新任捜査担当幹部に対する指導教養の強化

刑事企画課長その他関係所属長は、警察署の新任捜査担当幹部（課長及び係長をいう。）に対し、一定の期間を定めて計画的な研修を実施するとともに、警察署を巡回して、事件捜査の手法その他必要な事項について、具体的かつ実践的な指導教養の推進に努めるものとする。

第5 警察庁及び管区警察局に対する報告

事件主管課長は、刑事企画課長と協議の上、本部長の指揮を受け、無罪事件等の検討結果を、警察庁及び管区警察局の当該事件の捜査を行う部門に対応する課の長及び指導機能を所掌する課の長に報告するものとする。

第6 その他

この例規通達に定めるもののほか、ち密な捜査の推進強化に関する必要な細部事項については、事件を主管する部の長が定めるところによるものとする。

(別表省略)

(様式省略)